

「子育て王国そうじゃ」ロゴマークデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市が定めた「子育て王国そうじゃ」ロゴマークのデザイン（以下「デザイン」という。）使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめデザイン使用申請書（様式第1号）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときにはこの限りではない。

- (1) 総社市、総社市教育委員会が使用するとき。
- (2) 総社市内の公益的な活動をしている団体、子育て支援団体などが、子育て支援、教育及び青少年の健全育成の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号いずれかに該当するときを除いて使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 営業又は販売物に使用するとき。ただし、あらかじめ市長と協議し、許諾を得たものは除く。
- (4) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- (5) 立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ市長と協議し、許諾を得たものは除く。
- (6) デザインを第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (7) その他、市長が不適切であると判断したとき。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 期間を遵守すること。

(完成品の提出)

第6条 承認に係る物品等の完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を提出すること。

(承認内容の変更)

第7条 デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用承認変更申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更申請の承認後についても、第5条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、デザインの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認の取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、総社市はその責めを負わない。

2 デザインの使用承認を受けた者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損害を与えた場合でも、総社市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月14日から実施する。